

第 2 2 期 第 3 0 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年2月19日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	富 田 重 基	
	会長代理	立 石 政 男	
	委 員	古 川 今 日 志	
	〃	福 田 隆 一	
	〃	西 崎 昭 一	
	〃	田 村 義 夫	
	〃	柴 田 武 信	
	〃	尾 野 明 彦	
	〃	野 土 一 公	
	〃	堀 内 精 二	
	〃	黒 滝 洋 子	
	〃	竹ヶ原 公	
	欠席委員	佐々木 信 昭	
〃	山 本 幸 宏		
〃	東 信 行		
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人	
	主任専門員	八 島 美 奈 子	
	非常勤事務員	鳴 海 留 美 子	
県 側	水産振興課	副 参 事	三 橋 潤 一 郎
		総括主幹	清 藤 真 樹
	西北地方水産事務所	所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所	副所長	泉 田 哲 志

4 提出議案

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

議案第3号：西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第3号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第30回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催の御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただき感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

異議なしの声がございましたので、それでは、今回の議事録署名人として、野土委員と黒滝委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

続きまして、県から補足説明があれば、お願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚めくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

2ページ目、漁業種類は、ひらめ固定式刺し網漁業でございます。

2段に分かれていまして、上段の方は、つがる市に住所を有する者ということで、車力漁協の組合員を想定しておりまして、1隻となっております。2ページ目下段から3ページに続くものは、鯺ヶ沢町漁協の組合員を想定しておりまして8隻となっております。

3ページ目に参ります。3ページ目中段は、新深浦町漁協、旧大戸瀬で13隻、下段の方は、新深浦町漁協、舩作地区で1隻となっております。3ページから4ページに続いて、以上となっております。

5ページ目を御覧ください。小型いか釣り漁業（自家用釣餌用）でございます。

5ページ目上段は、鯺ヶ沢町漁協で1隻、中段は、新深浦町漁協で1隻、下段は鯺ヶ沢町漁協で3隻となっております。

6ページ目に参ります。上段は、新深浦町漁協、風合瀬漁協で9隻、中段が、新深浦町漁協、鯺ヶ沢町漁協、小泊漁協で5隻、下段は、大間漁協で5隻となっております。

7ページ目に入ります。ひらめ底建網漁業でございます。

むつ市脇野沢に住所を有する者ということで、脇野沢村漁協の組合員、地区を想定しておりまして、20名となっております。

最後、8ページに参ります。さざえ・あわび潜水器漁業でございます。

久共第1号・2号共同漁業権の組合員行使権者となっております。深浦町漁協の方を想定しております。1人ということでございます。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、

御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

特に質問、御意見がないようですので、諮問どおりと決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号の資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文の主要部分を読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための深浦町追良瀬川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について（依頼）。

県では、サクラマス資源増大のため、昭和61年度から深浦町追良瀬川において、サクラマス降海型幼魚（スマルト）の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには追良瀬川河口周辺海域での操業制限によってそ上親魚を増大させる必要があります。

については、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

以上となります。

また、2ページ目から3ページ目の内容は、2ページ目の内容は、昨年と同様であり、4ページ目以降に追良瀬内水面漁協からの県への要請文と深浦町漁業協同組合員の同意書が添付されております。

次に資料の2を御覧願います。

追良瀬内水面漁業協同組合長から西部委員会会長あての要請文です。

これも、増殖事業を進めるにあたり、そ上親魚確保のため河口域での漁業及び遊漁の制限が必要である旨の依頼内容となっております。

次に資料3を御覧ください。

委員会指示案となります。

前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第4号（案）

漁業法第120条第1項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年3月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田 重基。

以下の内容は、制限期間の年次を改めた以外は、昨年と同じ内容となっております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明等があればお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

補足説明させていただきます。

本件につきましては、県が今月8日に開催した青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々にも御意見、御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

なお、内容につきましては、事務局からも説明がございましたが、制限期間が変わったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、特に御質問、御意見等もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号は、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたっての若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

続きまして、議案第3号「西部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号、資料の1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）。

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成20年3月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成20年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行ってきたところです。

令和6年度におきましても、貴海区管内4漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙の内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

以上となりますが、2ページ目は、令和5年度と令和6年度の指示内容の新旧対照表です。

3ページ目は、個別具体的な指示の内容です。

今回も漁協の確認を得た上で、昨年同様の禁止区域とすることとしています。

4ページ目は、指示要望区域の全県の位置図です。

5ページ目以降は、個別の制限区域の位置となります。

次に資料の2を御覧願います。

委員会指示案となっております。

前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第5号（案）。

青森県西部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年3月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の内容につきましては、県からの依頼があった内容を指示案としたもので、禁止区域につきましては、昨年同様となります。

年次を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会 長

次に、県から補足説明等があればお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

県から補足説明させていただきます。

本件につきましても、県が今月8日に開催した、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々に御意見、御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

内容につきましては、指示の期間が変わったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見等もないようですので、原案どおり委員会指示を発動す

ることといたします。

議案第3号は、原案どおり、委員会指示を発動することと決定し、なお、公示にあたって若干の字句修正等がある場合は、事務局一任といたします。

これで議案を全て終了し、これをもちまして、第22期第30回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時44分